

■ 第 147 回 新潟市都市計画審議会

日時：令和 2 年 8 月 19 日（月）午前 10 時～

場所：白山会館 2 階「大平明浄」

（司 会）

皆様おはようございます。まだ到着されていない委員の方もいらっしゃいますが、会議をはじめさせていただきたいと思います。本日はご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから第 147 回新潟市都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の冒頭の進行役を務めます新潟市都市計画課の佐藤と申します。よろしく願いいたします。

本審議会は、第 27 期都市計画審議会委員の初の審議会となります。

本日、机上配付しています資料を確認させていただきます。皆様に事前に配付しております議案書、そのほかに机上配付させていただいております。議案書をお持ちではない方がいらっしゃいましたら挙手をお願いしたいと思います。続きまして、本日机上配布させていただいております追加資料をご説明します。第 147 回新潟市都市計画審議会次第、第 27 期新潟市都市計画審議会委員名簿、新潟市都市計画審議会条例、新潟市都市計画審議会運営要綱、議案書の参考資料、議案書の関連資料としてパワーポイントの写しを配付させていただいております。

最後に、報告事項の資料として「新潟市都市計画プランの改定について」を配付させていただいております。不足がございましたら挙手をお願いしたいと思います。

本日の議案につきましては、議案書 1 枚目の裏面にあります、3 議案になっております。

また、本審議会は公開とし、議事録作成のため録音をさせていただきますのでご了承お願いいたします。ここで、報道機関より撮影等の許可を求められておりますが、許可することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

許可をすることとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、新潟市を代表いたしまして、都市政策部長の柳田よりご挨拶を申し上げます。

（都市政策部長）

新潟市都市政策部長の柳田でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより本市の都市計画行政にご理解とご協力を賜って

おりますことに、改めてお礼を申し上げます。

この度、委員各位におかれましては、第 27 期目となります新潟市都市計画審議会の委員へのご就任をご快諾いただきまして、誠にありがとうございます。令和 4 年 6 月までの 2 年ほどの任期となります。よろしく願いいたします。

本市においても例外ではなく、人口減少や超高齢社会が加速的に進展する一方、集中豪雨をはじめ全国各地で大規模な災害が頻発、心配されているなど社会情勢を取り巻く環境が大きく変化してきている中におきまして、地域の土地利用等にかかる各種都市計画の諸制度を運用するにあたり、この審議会の担う役割はより大切なものになっていくものと認識いたしております。

われわれ事務局も精一杯努力させていただきますので、委員各位のそれぞれのお立場や、また専門的な視点などから、ぜひ忌憚のないご議論をご提供いただき、新潟市をより住みやすい、より魅力ある街にしていけるようお力添えをいただければと考えております。甚だ簡単ではございますが、この会の冒頭のご挨拶とさせていただきたいと思っております。本日はよろしく願いいたします。

(都市計画課長)

続きまして、第 27 期、最初の審議会でございますので、私、都市計画課長の松島より委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。お手元にお配りしました委員名簿の順にご紹介させていただきますのでよろしく願いいたします。

岡崎篤行委員でございます。

(岡崎委員)

岡崎です。よろしくお願いいたします。

(都市計画課長)

続きまして、田村圭子委員でございます。

(田村(圭)委員)

田村でございます。よろしくお願いいたします。

(都市計画課長)

続きまして、飯野由香利委員でございます。

(飯野委員)

飯野です。どうぞよろしく願いいたします。

(都市計画課長)

続きまして、鈴木孝男委員でございます。

(鈴木委員)

鈴木です。どうぞよろしくお願ひします。

(都市計画課長)

続きまして、樋口秀委員でございます。

(樋口委員)

樋口です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(都市計画課長)

続きまして、富山栄子委員でございます。

(富山委員)

富山でございます。よろしくお願ひいたします。

(都市計画課長)

続きまして、大橋泰子委員でございます。

(大橋委員)

大橋です。よろしくお願ひいたします。

(都市計画課長)

続きまして、杉本克己委員でございます。

(杉本委員)

杉本です。よろしくお願ひいたします。

(都市計画課長)

続きまして、平山桂子委員でございます。

(平山委員)

平山です。よろしくお願ひします。

(都市計画課長)

本日、内山晶委員は所用のために欠席でございます。続きまして、平松洋一委員でございます。

(平松委員)

平松でございます。よろしくお願ひいたします。

(都市計画課長)

田村要介委員は少し今遅れております。続きまして、内山航委員でございます

(内山委員)

よろしくお願ひします。

(都市計画課長)

続きまして、倉茂政樹委員でございます。

(倉茂委員)

倉茂でございます。よろしく申し上げます。

(都市計画課長)

小柳聡委員は今遅れております。続きまして、志賀泰雄委員でございます。

(志賀委員)

志賀です。よろしく申し上げます。

(都市計画課長)

志田常佳委員でございます。

(志田委員)

志田です。よろしく申し上げます。

(都市計画課長)

中野穰治委員、本日は代理として国土交通省北陸地方整備局企画部広域計画課長川尻様  
ご出席でございます。

(中野委員代理：川尻)

川尻と申します。よろしくお願いいいたします。

(都市計画課長)

富田幸晴委員、本日は代理として国土交通省北陸地方整備局港湾空港部港湾計画課課長補  
佐澁谷様ご出席でございます。

(富田委員代理：澁谷)

よろしく申し上げます。

(都市計画課長)

平山一良委員でございます。

(平山委員)

平山でございます。よろしくお願いいいたします。

(都市計画課長)

和田大委員、本日は代理として新潟地域振興局地域整備部副部長の鍋倉様ご出席でござ  
います。

(和田委員代理：鍋倉)

よろしく申し上げます。

(都市計画課長)

高橋明委員でございます。

(高橋委員)

高橋です。よろしくお願いいたします。

(都市計画課長)

三宅誠一委員でございます。

(三宅委員)

三宅です。よろしくお願いいたします。

(都市計画課長)

斎藤菜々委員でございます。

(斎藤委員)

斎藤菜々です。よろしくお願いいたします。

(都市計画課長)

伊藤育美委員でございます。

(伊藤委員)

伊藤です。よろしくお願いいたします。

(都市計画課長)

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、議案に係る新潟市の幹事をご紹介します。柳田都市政策部長。

(都市政策部長)

よろしくお願いいたします。

(司 会)

笠原西区長。

(区 長)

西区長の笠原でございます。本日はよろしくお願いいたします。

(司 会)

議案に入ります前に、定足数についてご報告をさせていただきます。本日の審議会は、委員 25 名中 22 名の委員の皆様がご出席でございますので、新潟市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により会議が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、本日の議案に移ります。まず、議案第 1 号、会長の選出および会長代理の指名を行います。選出にあたりまして、柳田部長を進行役とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(都市政策部長)

それでは、しばしの間進行役を務めさせていただきます柳田でございます。会長選出までの進行役になりますが、ご協力をお願い申し上げます。

それでは議案第1号、「会長の選出および会長代理の指名」に入りたいと思います。配付させていただきました新潟市都市計画審議会条例をご覧ください。新潟市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長は第2条第2項第1号に掲げる学識経験のある方の中から委員の選挙により決めさせていただくこととなっております。学識経験のある方とは、お手元の名簿の学識経験者の10名の方の中から決めさせていただくこととなります。ご推薦や自薦による立候補をお受けしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

特にないようであれば、事務局の案をお示しさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。事務局案といたしましては、第26期に引き続き、今期も岡崎篤行委員に会長をお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議なしとのことでございますので、会長を岡崎篤行委員をお願いすることで決定させていただきます。

続いては、新潟市都市計画審議会条例第6条第1項の規定によりまして、会長が審議会の議長になることになっておりますので、これをもちまして、私の進行役の任務を終わらせていただきたいと思います。一旦、事務局へお渡しします。ご協力ありがとうございました。

(司 会)

ありがとうございました。ここで、会長に選出されました岡崎委員と、今後の事務の打ち合わせをさせていただきたいと思いますので、お時間をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(岡崎会長)

皆さん、改めましておはようございます。恐縮ではございますが、引き続きよろしくお願いたします。

最初に、新潟市都市計画審議会運営要綱第4条の規定によりまして、議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。今回は、飯野由香利委員と内山航委員をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

また、新潟市都市計画審議会条例第5条第3項の規定によって、会長があらかじめ指名する委員を代理者とするようになっております。樋口秀委員に代理者をお願いしたいと思しますのでよろしくお願いたします。

続きまして、議案第2号になりますけれども、常務委員の指名を行いたいと思います。都市計画審議会条例第7条第2項の規定によって、常務委員は軽易な事項を処理するため、会

長の指名した委員5名以内で組織することになっております。常務委員には樋口秀委員、平山桂子委員、志田常佳委員、和田大委員、三宅誠一委員の5名の方々をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、審議会条例第7条第3項の規定では常務委員の互選によって常務委員長を決めることになっておりますので、常務委員の方々には審議会終了後に常務委員長の選出をお願いいたします。

続きまして、本日の本題であります、議案第3号新潟都市計画地区計画の変更の審議に移りたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

西区建設課長の渡辺でございます。本日はよろしくお願いいたします。

本日も審議いただき議案第3号地区計画の変更でございます。本議案は都市計画法に基づく都市計画の提案を受けて、その提案を踏まえた都市計画の変更でございます。

議案の内容に入ります前に、制度の説明を若干させていただきます。スクリーンをご覧ください。はじめに、用途地域について簡単に説明させていただきます。用途地域とは住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、低層の住宅地を目指す第1種低層住居専用地域から商業系の地域が立地する商業地域、工業の利用に特化した土地利用へと誘導する工業専用地域まで、新潟市では合計で12種類の用途地域がございます。この各用途地域において建築可能な建築物の用途が建築基準法で具体的に定められております。さらに、用途地域に建築物の大きさに関するルールがある建ぺい率と容積率を合わせて定めることにより、計画的な土地利用の誘導を図っております。

例えば、用途地域を建ぺい率や容積率の低い低層住居専用地域に指定することで、ゆとりある低層の住宅地へと誘導することができます。また、用途地域を建ぺい率や容積率の高い商業地域に指定することで、多用途の建築物が立地する密度の高い商業地へと誘導することが可能となります。

この用途地域の制度は土地利用に関する最も基本的なルールであり、建築物の用途につきましては全国一律の規制となっております。そこで、用途地域を補完する制度といたしまして、地区計画制度が設けられています。地区計画とは、生活に身近な地区を単位に住民の合意の下、地域の特性や実情に即したルールを定め、きめ細かなまちづくりを進めていく制度でございます。

地区計画に定める内容としては、地区計画の目標や土地利用の方針などまちの将来像を定める地区計画の方針と、地区の特性に応じて地区施設の配置および規模や建築物等に関する事項などに関して、必要なまちづくりのルールを定める地区整備計画で構成されております。

この地区整備計画の建築物に関する事項の中で、建物の用途や高さ、規模、垣、または柵の構造など建築に関するルールをきめ細かに定めることができます。本市では、これまで 78 地区において地区計画が定められております。

続きまして、都市計画提案制度の説明をさせていただきます。机上配付をさせていただいた議案第 3 号の参考資料をご覧ください。また、スクリーンにも同様のものを映し出しております。都市計画の提案制度は平成 14 年の都市計画法の改正により設けられた制度でございます。提案制度は、住民等の自主的なまちづくりの推進や民間等による都市再生の推進を図るため、土地所有者、まちづくり NPO、民間事業者などが一定条件を満たしたうえで、地方公共団体に都市計画の提案ができるという制度でございます。提案できる都市計画についてですが、地区計画や用途地域など都市計画の内容であればすべての計画内容について提案することができますが、都市計画マスタープランなど都市計画の基本方針は提案できないこととなっております。

また、提案するためには要件がございます。一つ目の要件は提案する範囲の面積が 0.5 ヘクタール以上の一体的な区域であること、二つ目が都市計画マスタープランなどの都市計画の基本方針に適合するものであること、三つ目が提案する区域内において土地所有者などの人数および地積で 3 分の 2 以上の同意があることの三つでございます。

参考資料の 2 枚目をご覧ください。同様の表をスクリーンにも映しております。こちらは、提案制度の手続きの流れでございます。まず、市に都市計画提案に関する事前の相談を行っていただきまして、提案に必要な要件や提案内容について確認や助言を行います。その後、市に都市計画の提案が出されると、市は遅滞なく計画提案を踏まえた都市計画の決定または変更する必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定または変更する必要があると判断したときは、その案を作成しなければなりません。そこで、市が都市計画の決定や変更の必要があると判断し、都市計画案を作成した場合は、向かって左側の流れになりまして、都市計画決定の手続きを行います。

一方、市が提案を踏まえた都市計画の決定または変更をする必要がないと判断したときは、都市計画審議会に対し、市の見解をつけて提案内容を提出し意見をお聞きします。審議会も市の判断を了承した場合は、遅滞なく市が必要なしと判断した旨、およびその理由を提案した者に通知をしなければならないこととなっております。また、市が提案を踏まえた都市計画の決定または変更する必要がないと判断しても、審議会が提案を踏まえて都市計画の決定や変更の必要があると判断した場合、市は再度その提案について検討することとなります。今回の地区計画の変更は、この都市計画提案を踏まえた都市計画の変更を行うものです。

なお、小新白鳥東地区の地区計画の変更についても、区域内の地権者から令和 2 年 4 月



17日に提案されたものでございます。土地所有者等の同意率につきましては、権利者287名中193名の同意を得ており、地権者数の同意率は67.2パーセントです。また、地積の同意率は77.7パーセントであり、いずれも3分の2以上の同意率となっております。

それでは、議案の内容について説明をさせていただきます。議案書の議案第3号と書かれている新潟都市計画地区計画の変更（新潟市決定）を開いていただき、中断の枠内をご覧ください。また、議案書と同様のものをスクリーンに映し出しております。

本日も審議いただきます地区計画の名称は、小新白鳥東地区地区計画でございます。位置は、新潟市西区小新字白鳥の一部、面積は約11.8ヘクタールでございます。小新白鳥東地区の位置関係について、スクリーンでご確認いただきたいと思います。この図は、都市計画図に小新白鳥東地区の位置を示したものでございますが、小新白鳥東地区は、北側に都市計画道路小針線が通り、南側には事業中である都市計画道路小新亀貝線が計画決定されている交通の利便性が高い地域でございます。

区域を拡大したのが、こちらの図でございます。太い赤線で囲まれた範囲が、小新白鳥東地区の地区計画の区域でございます。地域の用途地域について、スクリーン上側の緑色で示したA地区は第一種中高層住居専用地域で、建ぺい率は60パーセント、容積率は200パーセントに指定されております。ピンク色で示したB地区、C地区は、第二種住居地域で、建ぺい率は60パーセント、容積率は200パーセントに指定されております。

この小新白鳥東地区は、平成23年に市街化区域編入と併せて地区計画が定められ、利便性の高い住宅市街地を主体に、周辺の病院や商業施設と連携した民間による地域防災拠点の形成が図られる地区に位置づけられております。土地利用の方針として、A地区の第一種中高層住居専用地域4.3ヘクタールにつきましては、低層住宅を主体にゆとりのある良好な住宅地の形成を図る地区としております。B地区の第二種住居地域2.8ヘクタールは、住宅地と生活利便施設との調和を図る地区としております。また、災害時に避難所となる公園や一時避難所となる隣接商業施設の駐車場を配置する地区としております。C地区の第二種住居地域4.7ヘクタールは、地域防災拠点の一時避難や緊急物質提供の場として、大規模な物販店舗などの生活利便施設の立地を図る地区としております。

今回の小新白鳥東地区地区計画の変更理由について説明いたします。議案書の最後のページの都市計画案の理由書をご覧ください。スクリーンにも同様のものを映し出しております。(2)①の都市計画の必要性をご覧ください。本地区は、土地区画整備事業により道路、下水道等都市基盤が整備され、災害拠点病院である済生会新潟病院を中心に大規模な物販店舗と連携した医療防災機能の拡充が進められてきました。

しかし、近年の医療情勢の変化により、専門的医療と軽度治療などの一般外来の機能分化

が推進され、前者を済生会新潟病院が担っている中、後者の地域医療を担う診療所の必要性が高まっております。なお、ここでは病院と診療所という言葉を使っておりますが、医療法において病床数が20以上の施設を病院、19以下を診療所としています。現在、A地区、B地区では住居等、幼稚園、防災公園を中心とした土地利用がなされており、適正な土地利用が行われています。一方、C地区では大型物販店舗および駐車場として土地利用がなされていますが、駐車区画には余裕がある状況です。一般外来を担う診療所は、防災機能の拡充という点で土地利用の方針に合致する施設ですが、建築物の用途の制限により診療所の建築ができない状況でございます。

ここで、現況の写真をご覧いただきたいと思っております。最初にA地区でございます。低層住宅を主体としたゆとりのある良好な住宅地が形成されています。続いて、B地区でございます。住宅地であるA地区と物販店舗が立地するC地区との調和を図る地区としており、災害時に避難所となる公園が整備されています。また、B地区にも住宅の立地は許容されています。最後にC地区でございます。大規模な物販店舗などの生活利便施設が立地され、地域防災拠点としての一時避難や緊急物資提供の場としての利用が図られております。そして、こちらがC地区の駐車区画の現況でございます。次に、航空写真でご確認いただきたいと思っております。黄色で示した部分がC地区の駐車区画の箇所でございます。この度の都市計画案の内容はC地区に診療所を立地可能にするものでございます。

そして、周辺の状況についても説明させていただきます。本地区周辺の市街化区域には、規模の大きな生活利便施設や病院、工業高校等が立地しておりますが、大部分は住宅地が広がっており、本地区のA、B地区を含め周辺には診療所が立地できるようなまとまった未利用地はない状況となっております。なお、スクリーンの青色で示した範囲には一部にまとまった農地が見られますが、こちらは市街化調整区域となっております。診療所はもとより多くの開発行為が制限されているため、立地はできません。

再度、議案書の最後のページの都市計画案の理由書をご覧ください。下から3行目からの説明になりますが、この度、診療所をC地区に立地可能とする理由として、診療所は被災時における1次診療を担うことができるため、地域防災拠点として位置づけられる本地区での地域医療を充実することができ、地域拠点としての機能向上にもつながります。また、本地区自治会も診療所立地については懇願しているところです。C地区に診療所の立地ができるよう用途制限の内容を変更することにより、当該地区計画の目標の実現性が強化されるとともに、本地区において防災面においての機能が充実した市街地環境の形成が図られると考えております。

再び、議案書の1枚目をご覧ください。枠の下にある「地域防災拠点を担う良好な市街地

を形成し、かつ保全するため」が変更理由であり、当該地区計画の目標、方針は変更せずに、C地区に診療所が立地できるよう、建築物の用途の制限を変更するものでございます。

次に、議案書の2枚目でございます。小新白鳥東地区地区計画の方針や地区整備計画をまとめた、いわゆる計画書でございます。計画書の変更内容につきましては、議案書の最後から4枚目の新旧対照表をご覧ください。この度の変更は新旧対照表の裏面の地区整備計画になります。変更案の新旧対照表について抜粋したものをスクリーンに映しながら説明をいたします。上段が今回の変更案、下段がこれまでのものです。赤色で示した部分が今回変更となるところでございます。お手元の資料では、左に変更案、右にこれまでのものがありまして、アンダーラインを引いた部分が今回変更となるところでございます。建築物の具体的なルールを定める地区整備計画の建築物の用途の制限の変更を行うもので、C地区について、(5)診療所を追加し、それに伴い従前の(5)の前各号の建築物に附属するものを(6)に変更するものでございます。変更箇所は以上でございます。

なお、この変更案に関する手続きですが、新潟市地区計画等の案の作成手続きに関する条例に基づき、原案の縦覧を令和2年6月24日から7月8日までの2週間、さらに都市計画法第17条に基づき、都市計画案を令和2年7月20日から8月3日までの2週間、公衆の縦覧に供したところ、縦覧者はともに1名であり、いずれの縦覧も意見書の提出はございませんでした。そして、本日の都計審でご審議いただきまして、8月下旬の決定告示を予定しています。

以上をもちまして、議案第3号小新白鳥東地区地区計画変更についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

(岡崎会長)

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(高橋委員)

1点だけ確認させていただきたいと思います。本件の検討自体につきましては法定要件も満たしているわけですし、地域の皆さんの利便性が向上しますので、公益性もあり問題ないのだらうと思うのですが、診療所を開設される開設者が、これから当然ですけれども医療法上の手続きだとか、例えば利害関係者として例えば医師会の同意を得るとか、次から次へとハードルが出てくると思うのですが、当然こちらの都計審の結果で全部パスというよりも、これから次のハードルが出てくるわけですから、次のそれは別の福祉保健部局のほうになるのだと思うのですが、そういう関係について、福祉保健部局と事前に情報共有といいますか、情報の交換といいますか、どんなふうになさっているのかということ

ろを教えていただければと思います。

(岡崎会長)

事務局お願いします。

(事務局)

情報交換につきましてはまだ行っておりませんが、これから行っていきたく思います。

(岡崎会長)

よろしいでしょうか。ほかにご質問やご意見はございますか。

(平松委員)

議員の平松でございます。1点だけ。防災機能を持つ、さらに診療所の開設という中で、近年豪雨という流れの中で、時間当たり70ミリから100ミリ、各地の中で非常に水が上がらないところが上がっている状況の中で、この辺は元々田園地帯でありまして、亀貝の開発もそうですけれども、開発が進むと水を集めるという点において防災機能を持つ決定の中で、その辺を考慮して、ポンプ場もそうなのでございますけれども、排水もまずおそらく全部流している間に合わない状況の中で、地面の地盤高の高さであるとかその辺の考慮をされているのかという1点だけお願いいたします。

(岡崎会長)

今回の議案等とは別になりますけれども、前提の部分になります。

(事務局)

開発等に関しましては、浸水も含めまして防災上の点についても審議、検討しているところでございます。浸水とは関係ないのですけれども、今回開設されます眼科ですけれども、防災性を考慮しまして、発電機ですとか蓄電池が設置された診療所ということで聞いております。

(岡崎会長)

とりあえず、よろしいですか。大事な観点ではありますが、今日の議案とは直接関係ないので、また別途詳しく教えていただきたいと思っております。今後、こういう事例のときには大変重要なことだと思っております。

(平山(桂)委員)

私もこの議案について賛成の意見ではありますが、やはりもう1点確認をお願いしたいと思います。C地区に今回は診療所ということですが、ほかの地域では用途的に建てられるわけですね。その中で、空地率とかその辺の説明がなかったので、ある程度余裕があるC地区にというお話でしたけれども、もう少し詳しく、ほかの地域も空地率はこの程度で、

それ以外のところはなかなか用途は関係しているかもしれませんが、その地区に関してのもう少し詳しい説明、空地率がどの程度だということとかそういうことがあるので困難だからとかそういう点をもう少し詳細を聞きたいと思います。お願いいたします。

(岡崎会長)

今のご質問は今回の地区計画の範囲内の話ですか。A、B、Cの中の範囲内で空いているところがほかにないかという意味ですか。

(事務局)

C地区以外のA地区ですとかB地区は、現計画では建築は可能ですけれども、これらの地区はもう既に土地利用が図られている地域でございまして、今、建てられる余裕がないという状況です。今回、C地区は商業地域の駐車場にかかっているところなのですけれども、そこは今現在は建てられないのですけれども、駐車場自体に余裕があるということで今回の計画に至ったということです。

(平山(桂)委員)

その辺をアバウトではなく、何パーセント空地があるとか、そういうことをお聞きできればと思って質問いたしました。

(事務局)

すみません、空地率の検討はしておりません。

(岡崎会長)

実際に空いているかどうかと使えるかどうかは別問題ですので、空いているけれども使えるところはないという、空いているところはあるかもしれないけれども使えるところはないということでしょうか。

(平山(桂)委員)

そうですね。そうですね、やはり議案としてその辺のことをもっと書いてあると、よりこの審議会の中身としてきちんとした資料になって、議案書に残るのかと思ったので質問させていただきました。

(事務局)

分かりました。ありがとうございます。

(岡崎会長)

今後の参考にさせていただければと思います。

(事務局)

参考にさせていただきます。

(平山(桂)委員)

お願いいたします。

(田村 (圭) 委員)

田村でございます。この計画の中で、スライド7枚目の変更理由のところ、実際に防災公園等を中心とした土地利用がなされていること。それから、微妙な書き方ですけれども、災害拠点病院の名前も挙がっているということになります。そうすると、やはり皆さんお考えになるときにこれを踏まえてお考えになるのかと思うので、少し精緻に記述する必要があるのではないかと思います。まず、災害拠点病院はある程度の要件を満たさないともちろん認定はされなくて、こちらは災害拠点病院を支援するための病院。東京都なんかは災害拠点と連携病院みたいなものの指定はされていますけれども、私の理解では新潟県はそういうものはありませんし、医療とはいえ事業者ですので協定を結ばない限り、災害時に協力してくれということではできません。ですので、そういったものを目指すという書き方であれば正しいかと思えますけれども、まだどこかも決まっていない病院が災害時に助けてもらえるのではないかということを前提に書くということは少し誤解を与えるのであれば、正す必要があるということが1点目です。

もう1点、防災についてはこの地区自体はゼロメートル以下とゼロメートルの狭間にあるような場所だと理解をしております。少なくとも水害時の利用はかなり難しいと思います。もちろん地震時には利用できるかと思いますが、元々田んぼだったということもあり、液状化の危険もあるので必ずしも使えるわけではありません。ただ、新潟市全体の多くがそのような土地ですので、そう言っていると設定はできないということです。反対はしませんが、やはり水害時には利用が制限されること。それから、浸水が想定されている地区ですので、十分な嵩上げをしたうえで公園等も作らないと実際は機能しない可能性があること。地震時においても機能するようにするためには、ある程度地盤改良等のことをやらないと機能するかどうか分からないという点もありますので、誤解がないような記述をしないと。これに飛びついてオッケーというふうに議論されることは、防災の専門としては抵抗があるという意見です。

(岡崎会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

確かに今回、今おっしゃられたような内容が明記されていませんでした。

(岡崎会長)

田村先生、例えばどんな書き方だったら。

(田村 (圭) 委員)

昨今、皆さん防災に関心があつていろいろと書いていただくのはいいですけども、ごまかしはいけないという。ただ、この地区に病院がまず少ない。人口に比して、多分病院は少ない。病院の立地の可能性もあり、災害拠点病院に連携するような病院機能を確保することを働きかけられる可能性は多いにあるということは、どこが名乗り上げているのか存じ上げないのでですけども事実だと思っています。

防災公園については、ハザードマップ等を勘案しながら適切な防災拠点として機能するように努める。これまでも努めてこられたのですけれども、今後もそのような運用がなされることが期待される。ただし、水害によっては新潟市の多くの場所で想定されるとおり、土地の液状化や浸水の可能性は否定できないということはある程度書かないといけないのかと思います。

(事務局)

今回は全体的な防災面というところでは変更がなかったのでその辺は明記させていただかなかったのですけれども、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(岡崎会長)

ほかにいかがですか。

(飯野委員)

飯野です。よろしくお願ひいたします。スライドの5ページですが、権利者数の同意率ということで287名中193名、3分の2ということで94名の方がこれは同意していないということなのでしょうか。それとも、棄権しているとかどういった内容でこの94名の方がこういった状態になっているのかということと、権利者についてご説明いただけるとありがたいということが1点です。もう1点ありまして、先ほどの田村先生の7ページのところで、こちら済生会病院との連携というところで、災害ではない平時においてはこちらは外来専門ということで、今まで済生会にかかっていた方がこちらの診療所に移るということになる可能性があるのかということをもう1点ご質問させていただきます。

(岡崎会長)

お願いします。

(事務局)

まず、最初の1点目でございます。今回の同意書の提出につきましては、地元において説明会を開催いたしまして、全戸に地区計画変更の同意をお願いする文書を送付しております。同意の返信があつたものが今回約3分の2になりまして、残りの3分の1は、特に反対の意向を示しているというものではございません。こういったらあれですけども、関心がないために返信しないものが、大半だったのかと感じています。

(岡崎会長)

権利者の件は。

(事務局)

権利者とは土地の所有者になります。

(飯野委員)

所有者が 287 名ということでしょうか。

(事務局)

そうです。もう一つですけれども、平時におきまして、済生会からそちらの診療所に行く方がおられるかと想定されます。

(岡崎会長)

要は 66 パーセントということになるのでしょうか。けれども、結局反対した人がいたわけではないということですよ。残りは反対という意味ではなくて、答えが返ってきた人は全員賛成で、そもそも答えを出していただけなかったということですよ。

(事務局)

そうです。

(岡崎会長)

ほかにも、説明会を行っているということでしょうか。

(事務局)

説明会を開催いたしました。

(岡崎会長)

意見書も出なかったということで、総合的に勘案して特に反対意見はなかったということですね。

(事務局)

はい。

(岡崎会長)

よろしいでしょうか。ほかにかがでしょうか。いろいろと重要な点をご指摘いただきましたけれども、都市計画は、土地利用のルールを決めるというところまでしかできないので、その後の、実際に防災のこととか、あるいはいろいろなこととかは、その後の運用でやっていかなければいけないことなのですが、だからといって、都市計画を決めたからあとは知らないというわけにはいきませんので、ほかの部局とも連携しながら今後の運用についてまた議論していただければと思います。この議案そのものについて反対はないということによろしいでしょうか。ありがとうございました。



それでは、議案第3号については原案のとおり答申するというようにさせていただきます。議案は以上になります。その他の事項について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

都市計画課の松島です。1件報告事項がありますのでよろしくお願いいたします。机上にお配りしました新潟市都市計画マスタープランの改定についてということで、A4の両面印刷されたものをお配りさせていただいております。そちらをご覧ください。新潟市の都市計画マスタープランは、本市の都市計画の基本的な方針であります。市政全般の総合計画と新潟県が定める都市計画区域マスタープランに即して定めるものでございます。この度県がこの計画の見直し作業を進めております。その方向性や考え方に即した見直しが必要なこと、また本市の都市計画マスタープランの策定から10年以上が経過し、昨今の人口減少、高齢化、自然災害の激甚化、まちなかのスポンジ化など社会経済情勢の変化に対応が必要なことから、今後を見据えた改定を行うものでございます。改定にあたり、資料の裏面に記載しております、委員で構成される都市計画マスタープラン策定検討委員会を設置し、令和3年度でとりまとめる予定としており、当審議会や市議会へ随時報告しながら、市議会にて議決をする予定でございます。

先日、8月11日に、第1回目の検討委員会を開催し、新潟市の現状、見直しの方向性について議論がなされ、人口減少・人口流出や子育て世代への対応、都市と農村の共存、新潟の住みやすさの再認識、防災・減災に対応したまちづくり、公共交通のあり方など今後のまちづくりについての意見交換が行われました。今後も検討委員会において、都市マスの全体構想や運用方策などの見直しや検討などを行う予定としており、当審議会に随時ご報告していきたいと考えております。

(岡崎会長)

ありがとうございました。ちなみに、次の報告はいつ頃になりそうな予定ですか。分かっていたら。

(事務局)

このマスタープランの策定委員会の進捗状況にもよりますが、また随時議案があるごとに報告はしていきたいと思っております。

(岡崎会長)

ありがとうございます。今の説明でご質問等ありますか。よろしいでしょうか。では、今日の内容は以上になりますので、事務局にお返しいたします。

(司 会)

様々なご意見をどうもありがとうございました。事務局から2点ご連絡がございます。冒

頭、会長から指名をさせていただきました常務委員5名、樋口委員、平山委員、志田委員、和田委員、三宅委員につきましては、常務委員会の委員長の選出のため、この会の閉会后この場にお残りいただけるようよろしくお願いいたします。

2点目でございます。駐車券でございます。来られた際、受付に駐車券をお預かりしております。無料処理したものをお返しいたしますので、受付までお申し出ください。

本日の議事はこれですべて終了になります。お忙しいところ誠にありがとうございました。